

高知くらしの護身術

322

プロバイダー契約

遠隔操作でトラブルも

(2014年5月20日掲載原稿)

パソコンの遠隔操作によるプロバイダー（インターネット接続業者）契約のトラブルが増えています。事例を挙げましょう。

ある日、プロバイダー代理店から電話があり、「毎日の料金が安くなるから、プロバイダーを変更しないか」などと勧誘されます。

承諾すると、次に変更手続きを行っている会社から電話がかかってきます。相手の指示に従ってパソコンを操作するとIDとパスワードが表示されます。自分のIDとパスワードを相手に伝えると、遠隔操作によりプロバイダーの変更手続きが行われます。

その後、届いた書面を見ると、覚えのないサービスが付加され、以前より高い料金になっていたりします。契約内容が違ふことを理由に解約を申し出ると解約料を請求された一などというものです。

通信回線契約にはクーリングオフ制度が適用されないため、無条件での契約取り消しはできません。また、このような場合、契約時の合意内容を後から確認しにくいいため、解決が難しくなってしまいます。

内容を十分に把握しないまま遠隔操作を許可すると、自分のパソコンの中の情報が外部に漏れるなど、自分のパソコンのセキュリティーを危険にさらす可能性も生じます。

中には大手電話会社の名前をかたって勧誘電話をかけてくる業者もいます。安易に業者に遠隔操作をさせることは危険です。このようなトラブルを防止するためには、内容を十分に理解した上で契約することが大切です。あいまいな返事はせず、必要がなければきっぱり断りましょう。